

改正概要説明書

国名： オーストラリア

法令名： 商標規則

改正情報： 2020年10月19日公布

改正概要：

1. 定義規定の整備

・ 定義規定に、「速達」、「情報システム」、「マドリッド規則」、「商品及びサービスの公式一覧」等の語を追加し、不要な語を削除する等の整備をした(規則 2.1)。

2. 手数料の引用先の修正

・ AFS(Assisted Filing Service)請求(出願補佐請求)の手数料の引用先を特許法から附則の表に変更した(規則 3A.5(1)(b))。

3. 通知手段の緩和

・ 登録官が出願人等所定の手続をした者に対して通知をする場合、書面による旨の制限を廃止した(規則 4.2(2)、規則 4.8(1)、規則 4.10(2)、規則 4.11(1)、規則 4.13(4)、規則 4.14(5)、規則 6.1(1)、規則 6.4、規則 10.5(1)、規則 11.3(4)、規則 17A.18(2)、規則 17A.19(1)、規則 17A.21(4)、規則 17A.22(5)、規則 17A.25(2)(b)、規則 21.9(3)、規則 21.10、規則 21.33)。

4. 商標に含まれると拒絶される標識の追加

・ 出願商標に含まれている場合に出願が拒絶される表示としてパリ条約の同盟国の国旗を追加した(規則 4.15(da))。

5. 商標登録異議申立等に関する規定の整備

・ 異議申立について、用語の定義の特許法の規定に変更したほか、登録官による証拠提出指示、申立書の構成要素、申立て期間の延長等についての規定、及び条約違反の場合の訂正に対する異議申立てに関する規定について、それぞれ規定を新設・修正して整備した(規則 5.2、規則 5.5、規則 5.13A、規則 5.13B、規則 9.2、規則 9.7)。

・ 防御意図通知書(異議申立てに対する反論)について、提出期間の延長請求の手続の規定を追加した(規則 9.15A、規則 9.15B)。

6. 条約違反の場合の登録商標の訂正の規定の整備

・ 登録商標が条約に違反する場合の訂正に対する異議申立てについて、申立書を商標所有者に送達する義務者を申立人から登録官に変更し、併せて異議申立ての手続・聴聞・登録官の指示等についての規定を整備した(規則 8.4(3)、規則 8.5-規則 8.8)。

7. 侵害商品輸入の規定の整備

・ オーストラリアの商標を侵害する商品の輸入の規定について、税関取締をする「関税庁

長官」の定義からノーフォーク島への適用規定を削除した(規則 13. 1A)。

8. 国際登録に基づく商標の商品・サービス表示の規定の新設

・ マドリッド協定議定書による国際登録に基づく商標の指定商品・サービスの表示について登録官が不適切と認める場合の用語の規定を新設した(規則 17A. 14(3))。

9. 送達宛先にニュージーランドを追加する修正

・ オーストラリアとニュージーランド間の商標制度統一により、国際登録の名義人等の送達宛先としてニュージーランドを追加した(規則 17A. 16(3) (b), 規則 17A. 17(3))。
・ 同様の趣旨で、防御意図通知書、国際保護商標に係る通知、異議申立てに係る通知、証明商標の規約、その他の通知の送達宛先にニュージーランドを追加した(規則 17A. 34H(2) (5), 規則 17A. 37(3), 規則 17A. 42B(1) (a), 規則 17A. 48H(2), 規則 17A. 50(5), 規則 17A. 74(2) (a) (c))。

10. 防御意図通知書提出期間の延長規定の新設

・ 防御意図通知書の提出期間の延長の規定を新設した(規則 17A. 34HA, 規則 17A. 34HB, 規則 17A. 48QA, 規則 17A. 48QB)。

11. 国際登録がオーストラリアで保護される時期の明確化

・ マドリッド協定議定書に基づきオーストラリアを指定した国際登録について、異議申立てに係る書類が所定期間内に提出されなかった場合に当該商標が保護される時期の規定を追加して明確化した(規則 17A. 36(2) (b))。

12. 国際登録の保護の停止の規定の整備

・ 国際登録の保護の停止について、保護日が登録簿に記載された日である旨の規定を追加して整備した(規則 17A. 48D(2) (h))。

13. 商標弁護士に関する規定の見直し

・ 商標弁護士の登録に係る学業資格について、「高等教育分野」の規定を削除した(改正前規則 20. 1(2)の削除, 規則 20. 6(a))。
・ 商標弁護士の資格について、特許規則を準用する規定を見直した(規則 20. 11(a))。
・ 商標弁護士の懲戒について、特許規則の準用を整備した(規則 20. 15(f)-(i))。
・ 商標弁護士の懲戒を管轄する委員会、懲戒審判所、審判所のパネル、議長・構成員、審判手続、聴聞等の規定を修正・追加して整備した(規則 20A. 10, 規則 20A. 11, 規則 20A. 11A, 規則 20A. 11B, 規則 20A. 11C, 規則 20A. 11D, 規則 20A. 12, 規則 20A. 17, 規則 20A. 18)。

14. 書類の提出要件の規定の整備

・ 書類の提出要件について、様式、言語、翻訳等の規定を明確化し、要件不備の場合の効

果、証拠の提出要件、郵便による送達の規定を整備した(規則 21. 2, 規則 21. 4, 規則 21. 5, 規則 21. 5A, 規則 21. 7A)。

15. 手数料に関する規定の修正

- ・ 改正前の規定における施行前の取扱いを削除した(改正前規則 21. 21(8)(9)を削除)。
- ・ 改正前の手数料納付方法について、登録官・税関長官の指示による納付の規定を削除した(改正前規則 21. 22(3)の削除)。

16. 手数料免除の規定の新設

- ・ 登録官による手数料の全部又は一部の免除を可能とする規定を新設した(規則 21. 23A)。

17. 期間延長に係る所定書類の整備

- ・ 手続期間延長をする場合の「所定の書類」に関する規定に防御意図通知書を追加した(規則 21. 28(2)(aa)(ba))。

18. 経過規定の追加

- ・ 本規則の経過規定について所要の追加をした(規則 22. 12—規則 22. 25)。

19. その他

- ・ 上記の他、旧規則のうち、施行日、定義規定、登録官による書類等提出指示、登録官による登録撤回通知、非英語書類の翻訳文等の規定を削除した(改正前規則 1. 2, 規則 3A. 2, 規則 5. 3, 規則 8. 1A, 規則 9. 3, 規則 17A. 30, 規則 17A. 48A, 規則 21. 18, 規則 21. 21AAの削除)。

改正内容：

- ・ 規則 1. 2, 規則 3A. 2, 規則 5. 3, 規則 8. 1A, 規則 9. 3, 規則 17A. 30, 規則 17A. 48A, 規則 21. 18, 規則 21. 21AA
削除された。

- ・ 規則 2. 1

「承認された手段」及び「委員会」が削除され、「AFS 請求」、「速達」他が追加された。

- ・ 規則 3A. 5

(1)において、AFS 請求に関して明確化された。

- ・ 規則 4. 2, 規則 4. 8, 規則 4. 10, 規則 4. 11, 規則 4. 13, 規則 4. 14, 規則 6. 1, 規則 6. 4, 規則 10. 5, 規則 11. 3, 規則 17A. 18, 規則 17A. 19, 規則 17A. 21, 規則 17A. 22, 規則 17A. 25, 規則 21. 9, 規則 21. 10, 規則 21. 33

「書面による」が削除された。

• **規則 4. 15**

(da)は新設項である。

• **規則 5. 2, 規則 5. 5, 規則 9. 2, 規則 9. 7**

異議申立てに関して明確化された。

• **規則 5. 13A, 規則 5. 13B**

提出期間延長に関する新設規則である。

• **規則 8. 5, 規則 8. 6, 規則 8. 7, 規則 8. 8**

国際協定との不一致を理由とする訂正に関して明確化された。

• **規則 9. 15A, 規則 9. 15B, 規則 17A. 34HA, 規則 17A. 34HB, 規則 17A. 48QA, 規則 17A. 48QB**

提出期間延長に関する新設規則である。

• **規則 13. 1A**

ノーフォーク島に関する項が削除された。

• **規則 17A. 14**

(3)は新設項である。

• **規則 17A. 16, 規則 17A. 17, 規則 17A. 34H, 規則 17A. 37, 規則 17A. 42B, 規則 17A. 48H, 規則 17A. 50, 規則 17A. 74**

ニュージーランドが追加された。

• **規則 17A. 21**

(1) (a)において、期間の延長が認められた。

• **規則 17A. 25**

オーストラリアを指定する国際商標登録(IRDA)に関して明確化された。

• **規則 17A. 36**

国際商標登録の時期に関して明確化された。

• **規則 17A. 48D**

(2) (h)は新設項である。

• **規則 20. 1**

(2)は削除された。

• **規則 20. 6, 規則 20. 11**

商標弁護士の資格が明確化された。

• **規則 20. 15**

(f)-(i)は新設項である。

• **規則 20A. 10, 規則 20A. 11, 規則 20A. 11A, 規則 20A. 11B, 規則 20A. 11C, 規則 20A. 11D, 規則 20A. 12, 規則 20A. 17, 規則 20A. 18**

商標弁護士の懲戒に関して明確化された。

• **規則 21. 2, 規則 21. 4, 規則 21. 5, 規則 21. 5A, 規則 21. 7A**

書類の提出要件に関して明確化された。

• **規則 21. 21**

(8), (9)は削除された。

• **規則 21. 22**

(3)は削除された。

• **規則 21. 23A**

手数料の免除に関して明確化された。

• **規則 21. 28**

(2) (aa) 及び (ba) は新設項である。

• **規則 22. 12—規則 22. 25**

新設規則である